

## 西海市教育委員会（令和2年第4回定例会）会議録

期 日：令和2年5月28日（木） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、寺本 温、川南 まつみ、村山 みほ

出席者：教育次長 山口 英文、教育総務課長 田口 春樹

学校教育課長 楠本 正信、社会教育課長 岩永 勝彦

教育総務課 課長補佐 森下 直也、浦辺 収

学校教育課 参事 梅木澤 泰江

社会教育課 課長補佐 堤 猛、篠原 真樹

書記 林 大樹

傍聴者：2名

### 1. 開会

○教育長

ただいまから、第4回定例会教育委員会を開会いたします。

### 2. 就任あいさつ

○教育長

（教育長就任あいさつ）

○川南委員

（委員就任あいさつ）

### 3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

### 4. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に寺本委員、村山委員を指名いたします。

### 5. 教育長職務代理者の指定について

○教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長職務代理者を指定いたします。教育長職務代理者に北島委員を指定いたします。

## 6. 教育長諸報告

### ○教育長

私が就任前の期間につきましては、教育次長より行政報告をお願いします。

### ○教育次長

臨時部長会（第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議）

西海市教育委員会コロナ対策会議

第2回部長会

西海市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

西海市教育委員会コロナ対策会議

校園長会

臨時議会

市退任式

教育委員会退任式

### ○教育長

市就任式

教育委員委嘱状交付式

教育委員会就任式

就任あいさつ（県教委ほか）

校長当初面談

防災会議

校長当初面談

就任あいさつ（大崎高校）

## 7. 新型コロナウイルス感染症対策について

### ○教育長

新型コロナウイルス感染症対策についての説明を行います。

（各課長が説明）

以上で新型コロナウイルス感染症対策についての説明を終わります。

## 8. 議事

日程第1「議案第22号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」

### ○教育長

日程第1「議案第22号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

### ○教育次長

（議案朗読）

見開きまして3ページから6ページまで62名の方の委嘱となっております。なお、昨年度から変更された方については、太字と下線で示しております。説明としては以上でござ

います。よろしくお願ひします。

○教育長

ただいま、議案第22号の説明がありました、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第22号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第22号 西海市立小学校及び中学校における学校評議員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「議案第23号 西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第2「議案第23号 西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

60名の委員の皆様の委嘱となっております。なお、前年度より変更となった方については、太字と下線で示しております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第23号の説明がありました、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第23号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第23号 西海市立小学校及び中学校における地区学校評価委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第24号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」

○教育長

日程第3「議案第24号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3 ページから名簿ですけれども、3 名が変更となっております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第24号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第24号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第24号 西海市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第25号 西海市社会教育委員の委嘱について」

○教育長

日程第4「議案第25号 西海市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

変更となった方は1名です。よろしく申し上げます。

○教育長

ただいま、議案第25号の説明がありました。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第25号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第25号 西海市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第26号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」

○教育長

日程第5「議案第26号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」を議題といた

します。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

まず、1番から3番までが大串校区公民館の委員について委嘱するということになっております。それから、7番から9番までが崎戸校区公民館ということで、委嘱をするということになっており、公民館主事の方が変更になっております。補足ですが、4ページに20番で空欄となっておりますけれども、この方については令和2年3月31日までで事情があり、辞めたいということでした。書記に関しては「置くことができる」という規定ですので公民館の意向としましては、主事の方で書記の役職等も賄うという報告がっております。以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第26号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

年度始めということで、この前後の議案も含めて委員の任命という形が多くなっています。私からお願いではあるんですが、公民館長に代表されますが、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な公民館行事について考えざるをえない状況が続いたと思います。西海町の場合はですね、春に3月から4月にかけて敬老会をするのですが、何十年ぶりかでしょうかね、全て中止となりました。社会教育、行事に関わる方にとっては悩ましいところかなというふうに思っていますし、また、こういった委員会を運営される方、あるいは委員になられている方からすると、今後どうなるんだろうという心配だったり不安だったりもあろうかと思っておりますので、例えば社会教育委員会であったりとかですね、公民館の運営審議会であったりとかというところと一緒に、それぞれのガイドラインといいますか、考え方をお示しいただくということが教育委員会としても大事なかなというふうに思っております。こういった状況の中で、こういう判断をしていきたいと思いますかですね、あるいはお困りのときには連絡、相談していただきってという窓口をつくるかですね。そういった対応のほうも、あわせて考えていただければなと思っております。よろしくお願ひします。

○社会教育課長

ご意見ありがとうございます。各地区に担当職員を配置して、相談等には対応しておりますし、本課の職員も、そういうような相談等には乗るようにしておりますので、今後も引き続き、そういう体制をとっていきたいと思っております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第26号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第26号 西海市公民館長、主事及び書記の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第27号 西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第6「議案第27号 西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページから名簿になります。各公民館順に作成をしております。今回変更となる方につきましては、太字と下線で示した23名ということになっております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第27号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第27号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第27号 西海市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第28号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第7「議案第28号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題とします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

見開いて3ページが名簿になります。変更は2名ということでございます。説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第28号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第28号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第28号 西海市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第29号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」

○教育長

日程第8「議案第29号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

3ページが委員の名簿になりますが、変更は1名ということになります。説明は以上でございます。

○川南委員

この話は去年もしたかと思えます。バレーボールの推進委員が多いのに対して、他のスポーツからの委員は少ないですが、それは人がいないとか、アプローチをしたけどもする人がいないとか申し出がないとか、いろいろあるかと思うのですが、どういった経緯だったのか教えてください。

○社会教育課文化スポーツ班長

ただいま委員のほうからご指摘がありました、バレーボールの委員が多い、種目が偏っている、というような件でございますが、今回も委員が引退される際に、スポーツ推進委員、あるいはスポーツ推進審議会委員、教育委員会の各地区担当に依頼をしておりましたが、なかなかお願いを受け入れていただけの方がいらっしゃらないということで、●●委員にお願いをして受け入れていただいた経緯がございます。各地区ともにそれぞれスポーツ団体がございますので、意見交換会等開催しまして、お願いをしておるところでございますが、なかなか委員の就任には至っていないという現状です。

○川南委員

事情はよくわかりました。スポーツ推進審議会というものもあるわけですので、西海市のスポーツ振興のためにも、そういうところでも話をさせていただいて、各スポーツ団体から代表を送ってお話し合いに参加して、盛り上げていこうという形を高めていただければいいかなと思っております。よろしく願いいたします。

○社会教育課文化スポーツ班長

委員のご指摘のとおりですね、今後、幅広いスポーツ団体からですね、委員を選出していただくように努力していきたいと思えます

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第29号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第29号 西海市スポーツ推進委員の委嘱について」は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第30号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」

○教育長

日程第9「議案第30号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページが名簿となっております。変更される方は2名です。説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第30号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第30号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第30号 西海市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第31号 大崎地区審議会分科会委員の委嘱について」

○教育長

日程第10「議案第31号 大崎地区審議会分科会委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

名簿につきましては4ページをお開きください。分科会としては6つの分科会になっております。まず、総務分科会については、校長、PTAの代表、行政区の代表者から15名を委嘱する予定でございます。教育課程等分科会につきましては、校長、教務主任、PTAの代表から9名の委員の委嘱を予定しております。通学分科会でございますが、教頭と生活指導主任、PTAの代表から計12名、PTA分科会については教頭、PTAの代表か

ら計9名、事務分科会については、教頭と学校事務担当職員等から6名、地域支援等分科会につきましては、校長、PTAの代表、行政区の代表から計15名の委員ということで予定しております。説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第31号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第31号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第31号 大崎地区審議会分科会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第32号 令和2年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」

○教育長

日程第11「議案第32号 令和2年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページから各課所管分で記載をしております。まず教育総務課でございますが、要点だけ説明いたします。事業名として西海北小学校施設等整備事業、事業期間は令和2年5月から令和3年1月まで、事業内容としましては、屋上防水改修、職員トイレ改修、電気・機械設備改修、プール改修工事となっております。公共施設防犯カメラ設置事業につきましては、市内の小・中学校、大島幼稚園に防犯カメラを設置する予定でございます。

社会教育課所管分につきましては、西彼教育文化センター改修工事として、受変電設備改修、それから空調設備改修、トイレ改修を予定しています。大瀬戸コミュニティセンター改修事業は、便器の洋式化、トイレブースの拡張、電気設備の増設です。西海スポーツガーデン多目的運動場設備改修事業では、浄化槽式水洗便所への改修、それから便器の洋式化です。大島中央運動公園体育館解体事業では、体育館の解体を予定しております。それから社会教育施設長寿命化計画策定事業におきましては、各社会教育施設、文化施設及び社会体育施設を今後どうするのかの計画を立てることにしております。

学校教育課所管分については、プログラミング教育推進事業として、令和2年度のプログラミング教育の必修化に向けた教材備品の整備及び技術アドバイザーの配置を行う予定としております。説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第32号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

またコロナに関係することなのですが、こうした大型事業が今後あるわけですので、感染拡大防止という観点も含めてですね、設計変更等もこの機会に考えられるといいのかなと思います。特にトイレ改修のところですか空調関係を扱われる場合ですね。空調では効率考えると循環になるんですよね。ところがコミセンや文化センターもそうなのですが、循環しない場合はエアロゾルが出てしまうということもあって、矛盾する部分ではあるのですが、今相当この辺の研究とかが出されていると思います。例えば空調循環していても、そこにオゾン装置を絡めるとかですねフィルターを絡ませるとか、滞留しないような空気の流れをつくるとかですね。

それからトイレで感染が非常に疑われているケースが多くて、トイレの衛生面というのは非常に重要なんですね。例えば、大便器で蓋をしなくて流すと粉末が9メートルほど飛ぶんですよ。また、足の裏についたものをどこにでも持って行くというようなところもあって、トイレの床の抗菌性とかですね、いろいろ考えられるのかなと思います。せっかく予算をつけるのですから、事業を進めていく中でプラスアルファできることがあれば考えたほうがいいのかなと思いました。

○教育次長

ご意見ありがとうございます。学校や関係者を含めて、施工監理のときにですね、そういったご意見を参考にさせていただきながら、設計変更等できる余地もあるかと思うので、対応を考えていきたいと思っております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第32号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第32号 令和2年度教育委員会所管大型事業に係る事業計画について」は、原案のとおり可決されました。

( 休憩 11:00～11:10 )

日程第12「報告第2号 令和元年度教育費補正予算(第7号)に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第12「報告第2号 令和元年度教育費補正予算(第7号)に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

2 ページは臨時代理の処理の様式となっております。3 ページが補正予算の総括表になっております。変更や補正予算を計上したところについてご説明いたします。教育総務費の事務局費で541千円の増額です。子ども夢基金積立金の増額、子ども未来創造事業の減額をしております。小学校費の学校建設費におきましては、12,418千円の減額、幼稚園費につきまして、565千円の減額、社会教育費の社会教育総務費で2,978千円の減額、公民館費で5,997千円の減額、文化財保護費で2,730千円の減額、保健体育費の保健体育総務費で17,978千円の減額、体育施設費で4,595千円の減額、学校給食費で4,877千円の減額ということで、教育委員会全体としまして51,597千円の減額ということでございます。以上で説明を終わります。

○教育長

ただいま、報告第2号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第2号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「報告第2号 令和元年度教育費補正予算(第7号)に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

日程第13「報告第3号 西海市学校薬剤師の委嘱に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第13「報告第3号 西海市学校薬剤師の委嘱に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

2 ページは臨時代理第3号で処理したものになります。該当者は7番の方1名で、任期は令和2年5月1日からということになっております。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、報告第3号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第3号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「報告第3号 西海市学校薬剤師の委嘱に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

日程第14「報告第4号 西海市教科書採択協議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第14「報告第4号 西海市教科書採択協議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

2ページは、臨時代理により処理をしたものとなっております。名簿につきましては、3ページになります。まず、1番と2番の方が識見を有する者、それから3番と4番が保護者代表、それから5番、6番、7番が学校の校長ということで、計7名を委嘱しております。なお、前回より変わられた方については下線、太字で示しております。説明は以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第4号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第4号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「報告第4号 西海市教科書採択協議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

日程第15「報告第5号 西海市就学支援委員会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第15「報告第5号 西海市就学支援委員会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

2ページは、臨時代理により処理をしたものとなっております。3ページが名簿でございますけれども、変更となられたのは4番の●●さん、5番の●●さん、9番の●●さんの3名でございます。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第5号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第5号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「報告第5号 西海市就学支援委員会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

日程第16「報告第6号 西海市学校運営協議会委員（西海市立大瀬戸小学校）の委嘱について」

○教育長

日程第16「報告第6号 西海市学校運営協議会委員（西海市立大瀬戸小学校）の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

2ページは、臨時代理第6号により処理をしたものとなっております。3ページが名簿になっております。委員は13名で、変更された方は下線、太字にしております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第6号の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第6号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「報告第6号 西海市学校運営協議会委員（西海市立大瀬戸小学校）の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。

日程第17「報告第7号 西海市立小・中学校省令主任の任命に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第17「報告第7号 西海市立小・中学校省令主任の任命に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

2 ページで臨時代理第 7 号の処理をしております。5 ページに省令主任一覧を載せております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第 7 号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

崎戸小学校は全員他校での経験もなく初めての方々ようですが、そのフォローアップはどのようにされるのでしょうか。

○学校教育課長

小規模の学校であるということですね、このような状況になることもあるのですが、もう一つ視点がございます。やったことのないもの、丸がついているんですけども昨年は違う生徒指導主任をしていたとか、初めての者に経験をさせて、経験している者を横に据えながら、学校運営を全員でやっていくという校長の考えのもと、今回新たに任命しているということでございます。

○教育長

他に質疑ありませんか。

○川南委員

各学校に司書教諭の省令主任がほとんどいないのはどういった事情があるのか教えてください。

○学校教育課長

規則上、司書教諭の配置が必要な学校は12学級以上の学校ですので、必置の学校は本市にはございません。ただ雪浦小学校におきましては、学校運営を進めるうえで、司書教諭として活躍してほしいとのことから、学校独自に置いているものです。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第 7 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「報告第 7 号 西海市立小・中学校省令主任の任命に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

日程第 18「報告第 8 号 教育財産（崎戸炭鉱遺構用地）の取得に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第 18「報告第 8 号 教育財産（崎戸炭鉱遺構用地）の取得に係る臨時代理の承認に

ついて」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

2 ページで臨時代理第 8 号の処理をしております。取得する財産は不動産、土地ですね。崎戸炭鉱遺構用地、西海市崎戸町蠣浦字福浦1224番の20、面積が304.9㎡、現況地目は原野です。3 ページには位置図、4 ページには、航空写真の周辺図、5 ページには平面図をつけております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第 8 号の説明がありました。質疑ありませんか。

○寺本委員

前回資料をいただいた後、近所なので早速行ってみました。4 ページの航空写真がわかりやすいと思うのですが、今後、どう活用していくのかが気になりました。と申しますのも、もし、遺構として見学をしてもらう施設として整えていくのであれば、横に駐車場がありますが、ここは企業に勤めている方の駐車場ですよ。この道路はずっと下り坂になっていて大型トラックが通る道なんですね。そうすると、見学するために道に車を停めると非常に危険だと思いました。もし見学する施設として考えておられるのであれば、駐車場の確保も必要なのかなと思いました。そんなにたくさんはいらないと思いますが。以上です。

○社会教育課文化スポーツ班長

この遺構は三菱鉱業が所有しておりました。大正 9 年に建設されたものでございます。ヨーロッパ風のレンガの建物で縦長の窓が特徴的でございます。一説によればドイツのほうから技師を呼んで建てられたというようなものでございます。しかし位置的にこちらのほうに見学するスペースを確保できませんので、現在の崎戸総合支所から崎戸福祉センターまでの間の道路あたりに看板を設置いたしまして、そこの対岸のほうから見ていただくことができるように、現在検討を進めております。令和 2 年度予算に説明板の工事費、それからもうそこに至るまで林といいますか木がございまして伐採をして、その場所がよく見えるようにしたいと考えております。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第 8 号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「報告第 8 号 教育財産（崎戸炭鉱遺構用地）の取得に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

日程第19「報告第9号 西海市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第19「報告第9号 西海市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

2ページで臨時代理第9号の処理をしております。3ページは訓令の第4号になります。内容につきましては、4ページの新旧対照表を見ていただきたいと思いますけれども、総合支所長としておりましたところを統括総合支所長へ名称の変更ということでございます。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第9号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第9号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「報告第9号 西海市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

日程第20「報告第10号 令和2年度教育費補正予算(第1号)に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第20「報告第10号 令和2年度教育費補正予算(第1号)に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

2ページで臨時代理第10号の処理をしております。3ページにおきまして、教育総務費の事務局費で969千円の補正をしております。新型コロナウイルス対策事業を計上ということですが、内容につきましては、非接触型体温計や、耳鼻科検診用のゴム手袋等を購入する経費でございます。4ページになりますが、幼稚園費のほうで500千円、これは大島幼稚園管理費の増額でございますが、内容については、同じく消毒液や、保健用品等の購入を計上しているところでございます。合わせて1,469千円を計上です。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第10号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第10号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「報告第10号 令和2年度教育費補正予算(第1号)に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

日程第21「報告第11号 西海市スクールバスの運行区域外の運行に係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第21「報告第11号 西海市スクールバスの運行区域外の運行に係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

2ページで臨時代理第11号の処理をしておりますが、こちらの提案理由で説明をさせていただきたいと思っております。5月11日以降、学校が再開されることに伴い、長崎県が政府の緊急事態宣言の対象となっている期間に限定し、厚生労働省が示した新型コロナウイルス感染症予防の3密を避けるため、スクールバスの運行区域以外の区域を臨時運行するものです。西彼地区のスクールバスについて運行をしたというところでございます。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第11号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第11号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「報告第11号 西海市スクールバスの運行区域外の運行に係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

日程第21「議案第33号 西海市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」

○教育長

日程第21「議案第33号 西海市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

下に参考条文をつけておりますが、特にその中で、2ページをご覧いただきたいと思っております。この中で中段以下の第2条で学期を指定しています。それから第3条におきましては休業日を指定しております。そこで今回は新旧対照表にありますように、附則の追加をしております。夏季休業及び休業日の特例としまして「3 令和2年度の夏季休業日は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、8月1日から同月31日までとする。」というところがございます。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、議案第33号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第33号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第33号 西海市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第22「議案第34号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第2号)」

○教育長

日程第22「議案第34号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第2号)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

2ページから総括表になりますけれども、教育総務費の事務局費で3,234千円の増額、新型コロナウイルス感染症対策事業を計上しております。それから小学校費の教育振興費で72,649千円、学校建設費のほうで60,860千円の増額です。これはGIGAスクール構想推進事業について計上しているものでございます。建設費のほうは校内LAN整備、振興費のほうはタブレット購入というような予算になっております。中学校費につきましては教育振興費で30,726千円、それから、学校建設費の32,530千円の増額ということでございます。全体と合計としまして、199,999千円を第2号補正予算として計上予定ということでございます。説明は以上です。

○教育長

ただいま、議案第34号の説明がありました。質疑ありませんか。

○北島委員

先ほども教育長からお話をいただきましたように、こういう形で西海市としても整備を進めていただくということで、万が一の時に対応力が増して非常に良いことかなと思いますが、一方で、教育長もおっしゃっていましたが、やはり指導する側、使いこなす側の活用の方法というのが非常に大事かなと思います。このG I G Aスクール構想の中でも、いろんな検証というかですね、やり方等が全国で出てくると思いますので、どうぞいろいろと精査検証されながら、子どもたちのために、いい形をつくっていただければなと思っております。よろしく申し上げます。

○教育長

他に質疑はありませんか。

○川南委員

この予算で全校分ではないと思いますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長

G I G Aスクール構想推進事業の内容としては、教育振興費で計上しております。教育次長のほうから説明がありましたように、1人1台端末の整備、これは全校分です。加えて、教員の端末及び予備の端末も含めての計上という形です。さらに、G I G Aスクールサポーターの配置です。端末の整備をした後に、先生方が指導にあたるまでにどういった形で操作をするのか、使用方法の工夫等も含めて、指導員を各学校に派遣する経費も振興費で計上をしています。学校建設費に計上しております、G I G Aスクール構想推進事業については、学校内のLAN整備を行うものになっております。これについても、原則として全校整備という形にはしているのですが、離島である江島小中学校、平島小中学校については、LAN整備をしなくても校内のネットワークは構築できるということですね、施設の規模に応じた工夫をしていくということで考えております。ですから、基本的にそのG I G Aスクール構想については、小学校中学校の全校で実施するというで予算計上をしている状況になっております。

○北島委員

光の道構想、これが西海市で進められていて本当によかったかなと思います。それでも西彼町は間に合わないわけですね。私どもも少し影響があったんですが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響で通信整備の工事が遅れました。そういった面では社会インフラですので、どうぞそちらのほうも、市長部局になるのでしょうか、ぜひお伝えいただいて、しっかりと環境整備も進めていただくようお願いできればと思います。

○教育長

他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第34号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第34号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第2号)」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

#### 9. その他

各課報告(資料により報告)

次回の定例教育委員会：6月26日(金)午後1時30分～

#### 10. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。(午後12時15分閉会)

署名

令和 年 月 日

教育委員

教育委員

職員